（産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令等の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「同法の施行地において事業（同法第百四十一条第一号に規定する事業を行なう一定の場所を通じて行なう事業又は同条第二号若しくは第三号に規定する事業をいう。）を行なう」を「事業（同条第十二号の十八に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）を行う」に改める。

一　産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和三十三年政令第三百三十七号）第二号

二　明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第二百七十五号）第二号

三　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基づく債券の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和四十年政令第八十四号）第二号

（外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令の一部改正）

第十五条　外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二号中「同法の施行地において事業（同法第百四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて行う事業又は同条第二号若しくは第三号に規定する事業をいう。）」を「事業（同条第十二号の十八に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第十六条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」、「、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）」、「、法人税法第百三十八条第九号」及び「、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六」を削り、「第百七十七条第一項第三号、第百八十三条」を「第百四十五条の三第三号、第百四十五条の九、第百七十七条第三号」に、「法人税法施行令第百八十三条」を「法人税法施行令第百四十五条の三第三号、第百四十五条の九及び第百七十七条第三号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方法人税法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十九号

地方法人税法施行令

内閣は、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三条第三項において準用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の七第十一号並びに地方法人税法第十二条第一項から第三項まで、第十五条第一項第一号から第三号まで、第二十二条第二項及び第六項、第二十八条第三項、第四項第二号イ⑵及び第七項、第二十九条第一項及び第四項第三号並びに第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において「内国法人」、「連結親法人」、「連結子法人」、「地方法人税中間申告書」、「地方法人税確定申告書」、「修正申告書」、「中間納付額」、「更正」、「充当」、「還付加算金」又は「課税事業年度」とは、それぞれ地方法人税法（以下「法」という。）第二条第一号、第六号、第七号、第十五号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号若しくは第二十三号又は第七条に規定する内国法人、連結親法人、連結子法人、地方法人税中間申告書、地方法人税確定申告書、修正申告書、中間納付額、更正、充当、還付加算金又は課税事業年度をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条の十第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

2　受託法人（法第三条第三項において準用する法人税法第四条の七に規定する受託法人をいう。）に対する第四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「同令第四項」とあるのは、「同令第十四条の十第六項の規定により読み替えて適用する同令第百五十五条の四十三第四項」とする。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条　法第十二条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該課税事業年度の基準法人税額（法第六条に規定する基準法人税額をいう。以下この条において同じ。）のうちに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項及び第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項若しくは第三章第五節若しくは第五節の二、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下この項及び第三項において「平成二十二年改正法」という。）附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項及び第三項において「平成二十三年改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項及び第三項において「平成二十四年改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項の規定により加算される金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条及び第十条の規定を適用して計算した金額）に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第百四十二条第二項から第八項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2　法第十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該課税事業年度の同項に規定する地方法人税控除限度額に、法人税法施行令第百五十五条の二十九に規定する割合を乗じて計算した金額とする。